

南丹市農業振興推進協議会 議事録

1. 開催年月日 平成 29 年 3 月 24 日 (金) 午前 10 時～午後 0 時 10 分
2. 開催場所 南丹市役所 3 号庁舎 2 階 第 4 会議室
3. 協議事項 別紙次第のとおり
4. 委員の総数及び出席者等
 - (1) 委員総数 15 名
 - (2) 出席者数 11 名
 - (3) 出席者 大沢委員、川勝委員、野中委員、野村委員、垣村委員、松崎委員、外田委員、井上委員、森田委員、木村委員、伊津委員
 - (4) 欠席者 西川委員、奥村委員、谷口委員、福井委員、
 - (5) 傍聴者 なし

5. 議事の経過及びその内容

<p>司会 (片山課長補佐)</p>	<p>定刻になりましたので、只今から南丹市農業振興推進協議会を開催させていただきます。本日の司会を務めさせていただきます農林商工部農政課 片山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>委員の皆様には公私ご多忙のところ、当協議会にご出席をいただきありがとうございます。</p> <p>本日は、前回、昨年 12 月に開催させていただきました協議会で、委員の皆様から頂戴しました貴重なご意見を反映させていただき、文章編を修正いたしました。この後、担当の方から説明させていただきますが、引き続きまして、基調なご意見を賜れば幸いと存じます。</p> <p>それでは、さっそくですが、お手元の次第に基づき進めさせていただきます。</p> <p>最初に開会に先立ちまして、南丹市農業振興推進協議会大沢会長よりご挨拶申し上げます。</p>
<p>大沢会長</p>	<p>会長あいさつ</p>
<p>司会 (片山課長補佐)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、出席状況を報告させていただきます。</p> <p>委員定数 15 名のうち 11 名の委員の出席をいただいております。南丹市農業振興推進協議会条例の第 6 条第 2 項の規定では、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことが出来ません。となっておりますが、半数以上のご出席をいただいておりますので、本日の協議会が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>それでは、南丹市農業振興推進協議会条例第 6 条第 1 項の規定により、会議の議長は会長が兼ねとなっておりますので、3.</p>

	<p>議事につきましては、大沢会長にお願いしたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。</p>
議長 (大沢会長)	<p>それでは、議事に入ります。 「南丹市農業振興地域整備計画（文章編）について」事務局より説明を求めます。</p>
事務局 (藤田)	<p>失礼をいたします。説明をさせていただきます農政課藤田です。よろしくお願ひいたします。</p> <p>最初に、本日ご協議をいただくための資料の事前送付が遅れお目通しいただく時間が短くなりましたことお詫び申し上げます。</p> <p>また、本日配布した資料については、先日送付させていただいた内容に記載もれ分の追記やその後の時点修正等を行ったものとなっております。</p> <p>それでは、資料について説明をさせていただきますが、最初にA4サイズのものについては、以前にご意見をいただいていた赤字の内容について、計画書に反映したもの及び今後検討を要するものとして計画書に記載していないものとなっております。</p> <p>まず、モデルファームについては、京都府の京都モデルファーム運動であり、地域だけでの活用が困難な耕作放棄地について農地の有する洪水の防止や緑空間の提供など公益的な機能に着目し、府民全体で協働して再生・活用を図る運動ですとなっております。細かくは本文の中で触れさせていただきますので、詳細な説明を今は割愛させていただきます。</p> <p>続いて、南丹市の農業者の大多数を占める兼業農家の考え方についてなんですが、中身については後ほど触れさせていただきますが、基本的には個別に直接的な支援をすることは厳しい状況ですので、今後はこういう方向で取扱いをしていきたいという方向性を計画書に記載を行っておりますので、後ほど説明をさせていただきます。</p> <p>他にご意見をいただいた内容で、後ほどご協議いただく内容として「新規就農者のニーズに応じた農地の確保について」、基本的には畑作希望者、水田希望者 それぞれの作物の状況に応じた農地の確保、条件整備を行うべきとのご意見をいただいておりますが、南丹市の場合、ほ場整備田、水田が中心であるため、畑地転換を行おうとした場合には、暗渠排水をする、あるいは心土破碎を行う、ほかに盛土を行い畑地転換をすることとなりますが、自分の農地であれば自分の考えで農地を畑地転換しても問題はありませんが、新規就農者等は最初から自己所有地で営農することは難しいことから、利用権設定が中心となりますが、何らかの理由で所有者へ返還した際に所有者が水稻を作れない状況になるといった問題点があるので、畑地転換については厳しいのではないかという思いから文中には記載を行っておりませんが、こういった方法があるのではないかとといったご意見等がございましたら、再度検討を行ってまいりたいと考えております。</p> <p>水田・畑作物以外で粟等の作付を含めるのか、含めないのかの</p>

内容について、基本的に粟の生産拡大が南丹市で進められており、これは平成29年度に入ってからになります。耕作放棄地を再生して粟を植えていきたいとの相談を受けております。この場合は中山間や多面の活動地域ではなく、耕作放棄地を再生して利用することであり、南丹市としても協力をしていきたい思いがあります。

ただ、実際問題として留意点として記載してるとおり中山間等の交付金をもらっていただけなる場合や、中山間地のように勾配要件が影響するところは、その農地だけではなく、周辺の農地についても、対象から外れる可能性があるため、どこでも出来るということがこちらでは言えないことから、今後さらに検討を要するものとなっています。

続いて、集落機能を維持するために、住宅用地として農用地を事前に外しておき、営農を行いながら必要な時期に転用手続きを進める件については、確保する場合には、実際に農地として維持管理を行っても、農用地から外した場合には直接支払制度の対象農地とすることが出来なくなります。また、いずれはそうしたいといった内容では明確な状況でないため、計画書に記載は行っておりません。

つづいて、計画書本体について説明をさせていただきます。

1・2ページは表紙と目次ですので3ページ以降について説明をさせていただきます。

この比較表は左側が修正前のもの、右側が修正後となっています。右側のページで赤字で書いているものが時点修正済みのもの、黄色で着色している箇所が、今後、情報が新しく入ってきた段階で修正を行う箇所となっております。

3ページ

直近の調査により時点修正をおこなったものとなっています。あと変更前のところで、前回の見直し時に山陰本線の複線化がされたところでありましたので、記載をしておりますが、年数を経過しておりますので、削除を行っております。

4ページ

調査結果が公表されていない、または変更時期が到来していないため、黄色で着色し、今後変更するものとなっております。

最下段の商業・工業についてですが、過去の統計データでは増加減少をしていますが、現状としては減少傾向となっていることから、こういった表現にさせていただきました。また前回の見直し時に参考した統計調査がなくなったり項目内容が変更されたため、比較検証が出来ないといった理由もあります。

5ページ

農業振興地域の面積については、前回は旧町の面積を合算しただけであり、小数点以下も記載していましたが、今回は、上位計画である京都府の基本方針との整合を図り、端数を表示しないものとしています。

黄色で着色している農用地等の目標面積については、今後京都府と協議を進める農用地の全体見直しの数値を反映したうえで記載をさせていただく予定としています。

6 ページ

黄色で着色している箇所については、5 ページ目の農用地の目標面積とリンクをしているものですので、修正を行うものとなっています。

赤字で記載されている日本型直接支払制度については、従来の中山間交付金や農地水の交付金制度が法制化されたため、修正を行ったものです。

7 ページ

赤字で記載されている2行を新たに追加させていただきました。この内容については、従来記載のなかった、ほ場整備田の中心部等で他の目的等に使用するために故意に荒廃農地としたものや耕作放棄地解消を行い他の農地と一体的利用が可能と判断される農地は制度の対象地として残すため、除外しない旨を記載したのものとなっています。

8 ページ

黄色で着色している農地や農業用施設用地の将来面積については、農用地の将来目標面積とリンクするものですので、今後修正を予定しているものとしております。

9 ページ

変更の予定はありません。

10 ページ

集落名称が誤っておりましたので、修正をおこなったものと、川東のほ場整備が一定完了したことから、文言を修正いたしました。

11 ページ

当初、配布の資料からiii) 胡麻郷地区が抜け落ちしており、表示を行いました。

12 ページ

変更の予定はありません。

13 ページ

ほ場整備面積関係について、川東のほ場整備が完了していますが、面積関係の調査が完了していませんので、変更予定としています。

こちらは担当課とも調整のうえ変更を行います。

14・15 ページ

こちらも、基盤整備等の関係となっており、担当課に確認を行ったうえで、完了等の標記を備考欄に行います。

16 ページ

日本型直接支払制度については、従来の中山間交付金や農地水の交付金制度が法制化されたため、修正を行ったものです。

17 ページ

修正前の(3)(6)の中山間制度と農地水の制度が日本型直接支払制度として法制化されたことから、(3)日本型直接支払制度として統合をおこなっています。

なお、(4)の環境保全型農業は日本型直接支払制度に含まれますが、農地の維持等を行う制度と環境に配慮した農業の項目に分けて表示を行っています。

修正後の(6)荒廃農地解消の推進が新規に追加したものとなっています。こちらについては、前頁の方向性では記載してありましたが、その活動については記載されていなかったことから記載したのですが、こちらは委員からご意見をいただいております。モデルファーム運動と関連するものとなっております。

18ページ

将来目標としていただく農業所得について、従来は地域認定の基準であった240万円を法認定の400万円に変更しています。その理由は現在も地域認定の農業者はおられますが、現在の南丹市では認定農業者や認定新規就農者の増加を目指しており、また、経営所得安定対策交付金を除き、地域認定では各種補助要件を満たすことが出来ないためとなっています。

また、兼業農家の方が関係するところですが、「集落営農組織の強化」と表現していたところですが、集落営農組織は集落の過半の農家が参加する必要がありますが、そういったことが厳しい状況もありますので、実際に動ける方が営農グループ組んで受け皿組織としてやっていただけたらということから、「等」を追加し、平日は地元におられる方、休日に兼業農家の方が参加されるようなグループ組織の設立も目的に文言修正を行いました。

19・20ページ

黄色で着色している営農類型について、他の計画とも関係するものですが、規模要件や農業所得の目標達成が可能かの検証を行いながら、また法人形態と家族形態との項目の違い等もありますので、そういった面について、今後検討を行いながら修正を行いたいと考えています。

21ページ

(2)修正前の農地保有合理化学業は農地中間管理事業へ見直しがされていることから、修正を行っています。

(3)農業生産組織の活動促進対策については、委員から意見のあった兼業農家については、生産組織等への加入を進め、作業の効率化を図ると共に、構成員として組織の作業員として活動をいただければとの思いからこういった表現を行っています。

なお、現在集落営農組織はある場合でも、設立当時の役員が作業等もされていますが、永遠に出来るものではありませんので、是非、兼業農家の方にも加入をいただき、組織の人の循環が進めばと考え、人の循環がされ組織の継続性を図れたらと考えています。

22ページ

	<p>日本型直接支払制度については、従来の中山間交付金や農地水の交付金制度が法制化されたため、修正を行ったものです。</p> <p>23ページ</p> <p>項目の表示方法の変更を行いました。当初計画時の平成23年、平成25・28年は実績の面積、平成30年は水田フル活用ビジョンにおける計画面積、それと本計画の最終年である平成33年に変更をさせていただき、品目についても整理をさせていただきました。</p> <p>その水田フル活用ビジョンは将来的に南丹市がこういった作物に取り組んでいこうとする計画であり平成30年はその計画面積を記載しております。</p> <p>ただ、フル活用ビジョンは平成30年までとなっており、平成33年について、最も多い主食用水稲については、国の発表している需要に基づく生産数量目標における南丹市の状況では、年間1%程度減少するものとなっていることから、毎年1%減少するものとして推計をしたものとなっています。</p> <p>酒米関係については、需給バランスが取れていることから、同様の面積を記載し、非</p>
<p>大沢会長</p>	<p>2点ほどお聞かせ願いたい。</p> <p>1点目で住宅建築についてですが、建築計画がある場合について、土砂災害法によりそれぞれ危険区域、特別警戒区域という指定が京都府よりされました。今の状態では土砂が落ちてきて危険があるので住めない状況というところに対して、引っ越しを行いたいと考えている場合には、資料②の(6)の除外という形、農家用住宅となると思うのですが、普通、農家用住宅は後継者のための農家用住宅となることが多いと思うのですが、先ほど申し上げました危険区域から新しく田んぼを潰して引っ越しを行いたいという場合にはどうなるのか。</p> <p>2点目は、これまで除外の関係について、南丹市農業委員会でパトロールをして、ここは山林化をしていて、除外してはどうかと検討を行い外そうという形で進めてきたのですが、南丹市側では、まだ除外できませんと返ってきているのですが、これが(6)の除外していくとものでいいのかの確認をお願いします。</p>
<p>事務局 (藤田)</p>	<p>まず2点目についてですが、山林化をしている等の農業委員会の調査のほうから説明をさせていただきます。</p> <p>こちらについては、様式2の南丹市から集落に対して、提案をさせていただくものとなっています。</p> <p>前回見直しでもあったのですが、非農地化している農地であっても集落からここは外さないで欲しいということもありましたので、今回は南丹市から集落に対して提案を行い、集落から申出があった場合には除外をさせていただく予定としております。</p>
<p>事務局 (片山課長補佐)</p>	<p>1点目の建築計画につきましてですが、個別の住宅に係るものについてですが、可及的速やかに除外を希望される場合については、全体見直しの公告縦覧前であった場合には一般管理で扱って</p>

	<p>いく可能性もあります。</p> <p>今、仰られた土砂災害区域等の危険区域から近いうちに転居を行いたいということがあれば、個々のケースに応じて相談させていただいて、全体見直しで行うかの判断をすることとなりますので、個別に相談をいただけたらと思います。地域から出てきた場合でも個別に出てきた場合でも、緊急性等を検討して対応させていただきたいと思います。</p>
大沢会長	<p>住宅の関係で土砂が崩れてきて危ないですよという区域を指定しているのですけれども、後継者が帰ってくるので家を建てようとしても、まず建築確認を取る必要があるが、そのためには土砂が崩れてきても大丈夫なように擁壁や防護柵等を作る必要があるが、その費用が下手をすれば家を建てる費用位掛かってしまう。</p> <p>それ位掛かるのであれば、田を潰して引っ越しをしたほうが良いのではないかという意見もある。</p> <p>はっきり言って、京都府が危険と出すだけで、そのあとどうすれば良いのかの回答はありませんが、皆さんの意見として危険と指定されたという形を後の手続きを踏まえる必要があるのではと思いますので意見として述べさせていただきました。</p>
大沢会長	<p>それでは、皆さんのほうかも説明を聞いていただきましたが、何かございましたら、発言をお願いいたします。</p>
松崎委員	<p>1点確認をしたいのですが、農業振興地域7,456ヘクタールと農用地区域2,328ヘクタールの違いはなんでしょうか？</p>
事務局(藤田)	<p>資料①の裏面をご覧くださいなのですが、農業振興地域は農地だけではなく、居住されている家等の宅地部分や林地の部分を含んだものとなっています。その中にある農地の一部を農用地として指定しています。</p>
松崎委員	<p>農業振興地域は農地だけではなく、山林や住宅等も全部含んでいるということでしょうか。</p>
事務局(藤田)	<p>そのとおりです。</p>
松崎委員	<p>判りました。</p>
事務局(片山課長補佐)	<p>農業振興地域は区域を設定して、農用地は個々の農地を筆毎に管理しているものとなっています。</p> <p>ざくっとした言い方になりますが、大きな範囲を括っているものが農業振興地域で、それぞれの田が農用地区域となります。</p>
松崎委員	<p>市街化区域は入っているのでしょうか。</p>
事務局(藤田)	<p>入っていません。</p>
大沢会長	<p>他に何か意見はございますか。</p>
事務局(中島課長)	<p>基本的には、概ね5年毎に農業振興地域農用地の見直しをしなければならぬとされているので、今がちょうど差し掛かっているということで、事務局の方では内々に農地を一つ一つ確認を進めながら各集落にご提案させていただく内容等の準備を進めさせておりましたが、いよいよ各集落の皆様方にその点ご提案をさせていただきながら、見直しについてご意見をいただきたいと思いますと考えております。</p>

	<p>28年度において、区長、農家(事)組合長様を対象に説明会を開催させていただき、こういう風な形で見直しを進めていきたいとなげかけ進めていくという手順となりますので、まずをもってはその中身について委員の皆様にご理解をいただきたいと考えております。農振農用地域のそのものの制度については大変複雑な中身になって難しいものとなっておりますが、やはり農業者の皆様方にとっては、ここを農用地として守っていくべき場所であるのか等、密接に暮らしに結びつくものとなってまいりますので、大変繊細なものとなっていくものと考えております。</p> <p>たくさんのご意見をいただかなければならないと市としての思いも着実に進めていきたいとの思いもありますので、また、委員の皆様方のご意見をしっかりと受け止めさせていただきながら、進めてまいりたいと思っております。</p>
野村委員	<p>一点だけ確認をしたいのですが、資料②の孤立農地の関係なんですけども、一部だけですけどもほ場整備をした孤立農地ですが、獣害等により耕作が厳しい農地がある。資料②では未整備田という定義になっているが、整備田の場合はどうするのか、なやましいところがある。</p>
事務局(藤田)	<p>基本的には、ほ場整備田については除外としないという方向で今は考えています。谷筋などで同じような田は多くあるのですが、例えば除外をした場合において、農地性がなく農業委員会へ非農地申請を行われた場合には、なんにでも使用出来るようになってしまいます。例えば下手をすれば産廃置場に使われる可能性もあります。ですので何から何まで外すわけにはいかないと思っております。</p>
野村委員	<p>後の土地利用の関係があるのですね。むずかしいな。</p>
事務局 (片山課長補佐)	<p>除外につきましては、農地法も農振法と表と裏のように関係をしてきます。農振法による除外をしなければ農地法による転用が出来ないといったこともあり、野村委員さんのおっしゃたように後の利用も考えながら、可能であるかどうかは農業委員会と連携を図り、また上部団体である京都府さんとも連携を図って、それぞれの意見の相違がないように調整をしながら進めたいと思います。</p>
奥村委員	<p>この後、集落の方へ6月から説明を行っていくということですが、その時にこの除外等に係る南丹市からの提案を行っていくということでよろしいのでしょうか。</p>
事務局(藤田)	<p>はい、そのように予定をしております。</p>
奥村委員	<p>私も、農家組合をやっているときに説明会に出させていただいたのですが、現実問題としてパッとこの話を説明会で聞かせていただいても、こんなものどうすれば良いのか判らない思いが集落の担当が当たって者として感覚があった。</p> <p>これを変更することにより、いろいろな問題、先ほどのことも含め、直接支払の関係も影響を受けることから、かなり丁寧な説明を行ってもらわないと、判らないので、とりあえず形上は整え</p>

	<p>て出しておけばよいというのが、現実の役員さん立場としてなってしまうというのが正直なところだと思うので、丁寧な説明と判りやすい説明をしてあげてもらわないと、実態に即した議論にはならないのではないかと思いますので、配慮をお願いしたい。</p>
事務局 (中島課長)	<p>ありがとうございます。 おっしゃっていただいたとおりだと思います。やはり皆様は農業のプロであるということでお世話になっておりますが、一般の農家さんにこの制度そのものの理解というのは難しいことと思いますし、市といたしましても PowerPoint 等を利用して判りやすいように準備をするなどの努力をさせていただきます。</p>
大沢会長	<p>率直な意見だと思います。いまこの場で聞いたところでもすべて理解することか困難だと思われるので、説明会ではしっかりと理解できるように事務局はお願いします。</p>
外田委員	<p>資料②(4) 公共事業等により寸断された農地についてですが、あちこちにあると思うのですが、小規模とはどの程度のことをいうのですか。 あと公共事業が済んだ後の話かそれともこれから予定されているものは別の話となるのか。例えば計画段階でも図面があつて範囲や面積も判り、不整形になることが判っている場合でも工事が完了した後で外すのか、それとも事前に外すのか。</p>
事務局(藤田)	<p>公共事業の場合は事前に用地買収が入ると思うので、そういった段階では図面があり状況が判るものであれば、残る農地の状況を判断したうえで除外の検討を行いたいと思います。 例えば、中山間や多面的の対象農地の場合は用地買収が成立した段階で対象農地から外れるといったことになりますので、同じような方向で取扱いを検討したいと思います。</p>
外田委員	<p>5年以内にそういったことになりそうなのところもありますので、多分そういった質問も出ると思いますので、どの程度の規模であれば外せるのかを示せるようになっていけば。</p>
事務局(藤田)	<p>その農地は小規模であっても、隣の農地と一体利用すれば広く扱える農地もありますので、一概に判断は出来ません。</p>
外田委員	<p>一筆では判断出来ないということですね。</p>
事務局(藤田)	<p>そうです。そこだけの農地が離れ地になってしまうような場合は除外の方向で検討を行いたいと思いますが、周辺の農地を加味した上での判断になります。</p>
外田委員	<p>わかりました。</p>
松崎委員	<p>資料②(6)の除外についてですが、今回は市からも提案を考えておられるとのことですが、現在、南丹市が提案をしようと思っている面積が判れば教えて欲しい。</p>
事務局(藤田)	<p>細かい面積は現在は出すことは出来ませんが、資料④3. 農用地の現状についてに書かれているところで公共事業、非農地通知等の面積と航空写真による調査と書かれているところの面積 41.6ヘクタールが最大値となります。航空写真による調査の箇所は山林化し</p>

	ている農地やすでに施設用地になっているような土地が含まれています。
松崎委員	わかりました。
事務局 (片山課長補佐)	公共事業等で基本的に確定しているもの以外で林地化しているものなどで農地性がないようなものを提案させていただき予定をしており、小規模で使い勝手がわるいようなものまで提案をさせていただきことは考えておりません。
大沢会長	提案を行うということだけでも、南丹市農業委員会が地域毎に協議を行い、これは外すべきではないと判断した農地（違反転用）もあるので、農業委員会としっかりと調整を願いたい。 農業委員会は認めていないが、南丹市が認めたというような相違があっては問題になってしまうこともあるので留意をお願いします。
事務局 (片山課長補佐)	農業委員会としっかりと調整をおこなううえで、各集落には提案するようにいたします。
川勝副会長	計画書の文言訂正等については、今申し上げればよいのか、それとも今後事務局に直接言えば良いのか。
事務局(藤田)	計画書の訂正については、事務局に直接言っていただいても結構ですし、また、次回からは計画書の時点修正等を行ってうえて、提案をさせていただき予定としておりますので、その際に言っていただいても結構です。
川勝副会長	今回は9月予定となっているので、その時にこの文言はこうではないかと提案をすれば、その場で決まるのでよろしいのでしょうか。
事務局(藤田)	その場で提案をいただいて、協議を行い決めていただいことになります。
大沢会長	もし、ここがおかしいというところがあれば、いま言っておけば、次回の協議会で話し合える。
事務局 (中島課長)	スケジュールにありますとおり、9月頃に農振協を開催させていただき、中間報告及び計画案の検討をいただく計画としております。その点では事務局のほうから、資料④にあります現状の計画書から見直し案ということで必要なことは見直しをさせていただき、今後に向けての計画書ということで再編成をいたします。文言も含めて提案もさせていただきますし、もしここが違うなどということであれば、あらかじめお伺い出来れば、大変ありがたいですし、ご協議の正式な場を持たさせていただきます。
川勝副会長	それは、地元への説明会までの話ですか。
事務局(藤田)	基本的に地元への説明会では、計画書の文章に係るところは地元へおろす予定はなく、農用地利用計画に係るものを説明等をさせていただき予定としております。
川勝副会長	わかりました。それと大沢会長から冒頭に提案があったのですが、やっぱり行政は縦割りなので、しょうがないところも沢山あるのですが、農地法、土砂災害防止法の関係で、特に中山間に取り組んでいただいている地域は、レッド、イエローがかなり多い部

	<p>分があると思います。新築をされる場合に土地改良事業が済んでいる場合という部分は除外出来ないですよと聞いている。しかしながら一定は定住促進という面を考えて行くとやっぱり中山間等の調整区域も含めて、人口が増える見込みがないのが現状なので、そのあたりも、それぞれ法律がありますが、一定は加味した形で緩和出来ないのか、でないと土地改良事業を全体で取り組んでおられるような地域では、土砂災害防止工事をすれば膨大な費用が掛かるので、新築は出来ない状況になり、集落とは別の場所に住宅を求める必要となり、集落自体がどうなるのかということになってしまうので、しっかりと考えて行かなければならない。</p> <p>土地改良事業をしたとしても適化法に掛からないようになれば、一定の緩和が必要なのではないかと思っておりますので、今日も来ていただいておりますが、八木であれば神吉地域であればほとんどその地域となりますので、新築するので自分の農地がありながら、出て行かなければならないのかという現状にありますので、一定は大きな話になるかもしれませんが、こういった問題の対策は取っていかねばいけない。農地法、土砂災害防止法等の法律は判れていても、人にとっては一緒なので一定は緩和的な措置を考えていかないと、将来的に市街化区域に人は集中するといった状況になり、農地を誰が守るのか、農村の維持は誰がするのかといったことになりかねないということになる。土砂災害防止法を否定するわけではありませんが、全国的な災害も受けてこういった形になったので、それはそれで法律なんですけども一方で農地法もあると、そこはやっぱり大きな話になってしまっていますが、検討するべきではないかと思っております。</p>
<p>事務局 (片山課長補佐)</p>	<p>副会長がおっしゃったように農家用住宅については、色々な要素がございますので、今日は京都府さんも来ていただいて実情を聞いていただいておりますので、積極的にそのあたりの詰めをしながら、出来る限りお互いに協力をいただいて、農家用住宅については、副会長が言われたように整備後8年以内は出来ないといったことを鑑みただけではございますが、積極的に京都府さんと協議して対応してきたところではございます。</p>
<p>奥村委員</p>	<p>今、副会長が言われたことと関連したことです。正直、私が住んでいる集落の集落機能が5年から10年で崩壊してしまうのではという危機感を私自身では持っています。</p> <p>そういうことを考えると、正直言って個々の法律だけではムリではないのかなと思います。今の話でもあった農家用住宅でいうと跡継ぎでない子供がいても傍には住めないというのが現状ですよ。そういったことを考えていった場合には、もう無理じゃないですかね今の考え方では。他との連携にはなりますが、正直もう少し根本的な議論を行っていくべきだと思います。</p> <p>確かに農地を守る者が近くに居て、それ以外は都市部で生活すれば良いという議論になると思うのですが、5年10年すればほとんどの集落から家が消えていく、そうした場合に跡継ぎがいない</p>

	<p>中で集落機能が維持できない状況になる。集落としての機能がな い中では農家が居ても農業の維持が出来ないのではないかと いう感じを受けています。特に中山間や周辺部では人がいるので何 とか農業が出来ているのであって、効率論等を考えたら平野部で農 業をすべきであって、人がいないのにそこで農業が成り立つのか という問題に直面してしまうのではないかと、集落自体が消えてい くのではないのでしょうか。そういった視点からここだけではなく 市全体として何らかの形で取組む、調整を行う必要がある。</p>
大沢会長	<p>今、心配をされている農家住宅については、京都府では跡取り ではない次男坊、三男坊でも住宅を建築出来るようになってい る。 こういったことは条件を緩和してもらってはいるが、根本的な 南丹市の定住促進では人が減っていくばかりで、受け入れる体 制が出来ていない。南丹市農業委員会の農政部会では道路から6 m位は農地法の制限から外してしまっ、そこに市外から来て もらう方に定住をしてもらうこと京都府さんに考えてもらわな ければならないということを議論しています。 それは、農地法だけではなく色々な法律の制限を色々言ってお られるのですが、現実の声がでていきますように、南丹市で定住 促進を図る中でどうしても法律の制限から出来ない部分、土砂災害 防止法でも危険だから移転せざるを得ないこともあるので、考 えていかなければならない。南丹市でも空き家対策の促進をおこ なっているのですが、例えば入っていただいたとしても、当該家 屋は土砂災害の危険区域で問題が起きた時に誰が補償するのかとい った問題も含んでいますので、定住促進の面からも京都府さん でも一度考えていただけたらと思います。</p>
上原委員	<p>非常に難しい課題だと思います。農地法の問題だけでも会長 さんもお存じのとおり、一定は人に住んでもらう 地域を守るた めには人がいるということで、移住ということを進めていかな ければいけない中で、今回の移住促進と耕作放棄地の活用に関 する条例を出さしていただきますけども、その部分は耕作放棄 地の活用といった面もございますので、セットで人が住めるよ うに整えていかなければいけないあたりで、入口の方としては 相談体制を強化していくとか維持費用を市町村が負担する場 合には補助を行っていく対策の中で人の動きを作っていきたい と思いますので、また法令関係の調整については、所管部局が あるののでしっかりと伝えていきたいと思っています。</p>
大沢会長	<p>次回、9月に予定されているので、その時にもご意見を いただいて、今日は基本的な進め方等を説明をいただいた ということで、意見がなければこれで終えたいと思 います。 よろしいでしょうか</p>
委員	<p>結構です。</p>
大沢会長	<p>それでは以上で議事については終了をさせていただき たいと思います。委員の皆様には次回の9月には貴重 なご意見を賜りたいと思います。本日は議事進行に ご協力をいただきましてありがと</p>

	うございました。
事務局 (片山課長補佐)	大沢会長様ありがとうございました。 続きまして、次第 6. その他の項目でございますが、本日は農林水産分野におけるTPP対策について、農林水産省近畿農政局よりお越しいただいておりますのでご説明をお願いしたいと思います。 農林水産省近畿農政局 京都支局 藤田氏 地方参事官 (京都支局長) 京都支局 杉本氏 京都支局 山崎氏
藤田支局長	近畿農政局作成資料に基づく説明 <省略>
大沢会長	日本から外国に輸出する場合には、安心安全なというこれまでの日本の取組による成果が出てきているが、逆に輸入となった場合には病虫害や発がん性物質の含まれた薬品を使用した農産物を輸出してくる。現在、そういった状況でTPPにより輸入が増加した場合においてどうやって水際で止めるのか。危惧される。
藤田支局長	今回のTPPによって、日本における手続や法令が撤廃されることはなく、残留農薬の基準等は維持されるものとなっており、いまの日本側の水際対策はキチンと確保されております。 さらに、輸入増加に併せて病虫害等の侵入防止など動植物検疫体制を強化いたしますし、日本の水際対策のレベルは世界で冠たるものとなっております。 今回のTPPによりこういった安全対策がレベルダウンするといったことはございませんので、国の水際対策を信じていただきたい。
大沢会長	それでも入ってきて問題が起きている。日本側で水際でとめようとしても、輸出側では気にせず輸出してくるので、十分気を付けていただきたい。 もう一つは、現在、日本から安心安全な農産物として輸出しているのは一部の業者に限られる。私たちのように末端の中山間の農業者は安全な農産物を作っても出せない状態にあるので、出せるような状態にしていきたい。
藤田支局長	輸出対策について、いまは全国の個々の生産者・企業の方が相手国と個別に交渉を行って、相手国の門戸をこじ開けて輸出をしている状況なんです。 やはりそれではいけないということで、先ほども申し上げましたが、品目別に輸出のための協議会を立ち上げていただいて、われわれオールジャパンでやっていかないと、いま輸出に取り組んでおられる方に聞くと、日本は相手国で産地間競争をやっている。そういうのは可笑的だろうと、地図で見れば日本は小さいのだから、もっとオールジャパンでそういうところはやっていかなければならないということでした。 ただ、輸出検疫で、いま一番ハードルが高いのは放射性物質の問題と残留農薬となっており、特に京都府で申し上げますとお茶

	<p>の関係がなかなか輸出相手国の門戸が固いということもございまして、しかもその基準や生産工程がすべて外国産を基準に照らしてダメだと言われているので、日本版の国際基準、世界で通用する基準を作って売っていくということでなければ、なかなか伸びていかないということがありますけども、検疫の問題というものは、まさに一対一、ギブアンドテイクで行っているもので、科学的根拠に基づき日本が譲歩した場合には相手国も日本に対して譲歩するようなものと聞いておりますので、国がこの輸出入に係る環境整備をやっていく必要があるものと思っておりますので、しっかりと本省のほうへお聞きした内容については伝えてまいりたいと考えております。</p>
<p>外田委員</p>	<p>一点は現在のアメリカの状況によるものとは思いますが、TPPの発効はいつ頃になるのでしょうか。</p> <p>もう一点は、先ほどまで農業振興に係る話し合いを行ってきたのですが、私たち中山間地域ですが、日本は多くが中山間地域となると思うのですが、今の説明を見ると中山間地域に対する施策があまり感じられない、農政新時代という取組の中で「次の世代に対しても日本の豊かな食や美しく活力ある地域を引き渡していく」と資料にも書いてありますが、その中で中山間をどのように維持して、今後の農業生産を続けていくのかという視点が必要だと思うのですが、取組内容を見る限り、大変薄いように感じます。そのあたりをお願いします。</p>
<p>藤田支局長</p>	<p>発効の時期については、諸外国が国内意思を統一するかによって変わってきます。日本につきましては早い時期に国会内にTPPの対策委員会を立ち上げて国会でのご審議を賜ることになる状況ですので、ご承認をいただけたら日本の国内手続きは終わることになります。あとはGDPの割合で申し上げますとアメリカの状況によりますので、日本としてはいつ頃発効するかの見込みを立てている状況ではありません。ただ、すでに補正予算で対応しておりますが、体質強化のようにすぐには出来ないものは、予算を組んで発効に間に合うように取り組んでいるところでございます。</p> <p>二つ目の中山間地域への対策についてですが、平場については、大区画化や汎用化を進めて、生産コストを下げて戦うといったこととなりますが、中山間地域においては、先ほど地域の稼ぐ力と申し上げましたが、まさにブランド化だと思っております。</p> <p>説明は申し上げませんでしたでしたが、京都は外国人旅行者が多く来られます。日本全体で3兆円ぐらいを落とすといっておられます。そのうち1兆円が飲食費です。飲食物ということは農林水産物ですので、その1兆円のマーケットをいかに中山間地域へ結び付けていくのか、京都にだけにいらっしゃるのではなく、南丹地域のおいしいお米や小豆等を食べていただくために、寄っていただくのかということ、いま近畿農政局はインバウンド協議会というのを作って、どう農山漁村にそうした方を呼び込むのかといった</p>

	<p>ことにも取り組んでいます。</p> <p>あと中山間のためのT P P対策というのにも取り組んでいまして中山間での高ブランド化等を行うための対策も行っているところでございます。そうしたところの産地パワーアップ事業では中山間は中山間なりの、平場では平場なりの産地づくりを考えていくことが一つ、これが産業政策になります。もう一つは地域政策となりこれは日本型直接支払制度を行って行って、水田、農道、農村といった環境が維持されるといった二本立てでやっていきます。</p> <p>直接的な答えになっていないかもしれませんが、中山間地域に対する対策をやっていないのではなく、その立地条件にあった産地づくり事業がありますので、そのものをきめ細かに支援をするということになっています。</p>
外田委員	<p>いま、お答えいただいたのですが、私もインバウンドと入っていただく観光客の皆様方と中山間の連携に向けた取組みというものは一つのやり方だと思っております。ただ、いま仰っていただいた内容がT P P 本日説明いただいた資料の農政新時代には項目として大きく入っていないことも大きな問題だと思います。</p> <p>やはり、言葉で説明いただくことも大事ですけども、やはり項目として大きく中山間地域がどうあるべきかを示していただかないと、日本の多くを占める中山間が崩壊をします。やはりきちんと入れていただけたら、私たち中山間の農業者も納得はできますので、全面的には安心は出来ませんが少しは安心が出来ると思います。</p>
藤田支局長	<p>説明が出来ておりませんでした。パンフレットの25ページにはインバウンド(外国人旅行者を呼び込もうとする対策)、19ページには産業化(中山間地域における収益力向上の対策)、他にも従来からありますが、21ページのように6次産業化等もありますので、決して項目としてないということではございませんので、たしかに対策としては平場地域が目立ちますけども、きちんと中山間あるいは地域の産地づくり、またインバウンドもしっかりと対策には入っておるところでございます。</p>
外田委員	<p>再度言いますが、入っているということではなく、日本の多くを占める中山間地域に係る対策が大きな柱になっていないことを言っています。</p>
藤田支局長	<p>今回、ご説明させていただいたのはT P P対策関係の補正予算を対象としており、中山間対策等の農業基盤に対するものは当初予算でしっかり予算の柱、重点事項の一つとしており、決して大きな柱になっていないということではございませんのでお願いいたします。</p> <p>現状が上手くいっていない状況は十分承知しておりますので、お聞きした内容に掛かる対策をするように、一つ一つ本省のほうに上げていきます。</p>
事務局	<p>ほかになにかございますでしょうか。</p>

<p>(片山課長補佐)</p>	<p>ございませんでしたら、これで終了をさせていただきます。 閉会にあたりまして、川勝副委員長より閉会の挨拶をお願いいたします。</p>
<p>川勝副会長</p>	<p>大変ご苦勞さまでございました。 前半については、いろいろとご審議、ご意見をいただき、振興に際してはご協力をいただきスムーズにできたなと思っております。 後半については、TPP関連ということで、大変お忙しいところ、お越しいただきましてありがとうございます。 皆様もお忙しい中、ご出席をいただきお礼申し上げます。 本日は大変ご苦勞様でした</p>